



## 適切ですか？「時間外労働・休日労働」

厚木法人会源泉部会では、労務関係の諸事項等について研修会を開催いたします。社内の皆様お誘いあわせのうえご出席ください。

働き方改革により、4月1日から中小企業に該当する会社にも時間外労働の限度時間に関する上限規制が適用されます。今回は、改めて協定書の記載内容、注意事項を含めて時間外労働の考え方について、詳しく解説いたします。

「時間外労働・休日労働に関する協定届」の具体的記載、取り決めについて

法改正による時間外労働限度時間の確認

再確認！ 時間外労働、休日労働の割増賃金算出方法

その他、法改正情報（動向）について

<シリーズ2：日常業務あれこれ> 所管法令に基づく各種書類の保管期間

開催日時 令和2年2月19日（水） 午後3時～午後5時

会場 厚木アーバンホテル本館2階 厚木市中町3-14-14 電話222-3344

講師 みたけ社会保険労務士事務所 三嶽 忍 氏

定員 50名

参加費 無料

申込方法 下記申込書に必要事項をご記入のうえ、厚木法人会へFAX等でお送りください。

申込締切 2月12日（水）但し、定員に達し次第締め切ります。

《お申込み・お問い合わせ》

〒243-0017 厚木市栄町1-16-15 公益社団法人厚木法人会 源泉部会

電話 046-221-1055 FAX 046-222-3808



### 適切ですか？「時間外労働・休日労働」 参加申込書

会社名 \_\_\_\_\_

電話番号(\_\_\_\_\_) \_\_\_\_\_

参加者名 \_\_\_\_\_

fax番号(\_\_\_\_\_) \_\_\_\_\_

参加者名 \_\_\_\_\_

参加者名 \_\_\_\_\_

【個人情報の取扱いについて】当会は、この参加申込書に係る個人情報を、この研修会の名簿作成などのために利用し、それ以外の目的で利用することは、一切ございません。

厚木法人会 一声運動

消費税期限内納付

納税準備預金などで計画的な納税資金の準備を